

茨木市FAQチャットボット導入業務委託に係る

プロポーザル実施要項（公募型）

1 趣旨

急速に進む社会のデジタル化やライフスタイルの多様化等を背景に、行政ニーズが高度化・多様化しており、サービスや利便性の更なる向上が求められている。また、災害時や新型コロナワクチン対応のように、一時的に問い合わせが殺到する事態への対策が必要である。

こうしたことから、メールやホームページから探すより迅速に回答の入手が可能となるほか、24時間365日問い合わせが可能になる等、情報取得の利便性向上を目的として、新たな問い合わせ手段であるFAQチャットボットを導入する。

茨木市FAQチャットボット導入業務委託の実施にあたっては、価格のみではなく事業者（配置する技術者・担当者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するものとする。

2 業務概要

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| (1) 業務名 | 茨木市FAQチャットボット導入業務 |
| (2) 業務の目的 | 新たな問い合わせ手段の付加による情報取得の利便性向上。 |
| (3) 業務内容 | 「茨木市FAQチャットボット導入業務委託仕様書」参照 |
| (4) 業務期間 | 契約締結日から令和5年3月31日まで |

3 当該業務の予算額等

金3,300,000円（税込）

令和4年度の提案額（参考見積額）が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

4 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 茨木市（以下「市」という。）の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等の入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこ

と。

(4) 茨木市暴力団排除条例（平成24年茨木市条例第31号）第8条第1項第6号に規定する場合又は同項第7号の規定する場合に該当しないこと。

(5) 過去(当該年度含む)に官公庁において、本業務と同種の業務で履行実績があること。

6 質問の受付及び回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

(1) 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式1号）に質問事項、会社名、担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メールでDX推進チーム宛に送信すること。

提出期限：令和4年7月13日（水）午後5時まで（必着）

提出先：茨木市 企画財政部 DX推進チーム

E-mail：dx_suishin@city.ibaraki.lg.jp

※ 電子メール以外の方法による質疑書兼回答書の提出は受け付けません。また、メールの件名は、【会社名】（質疑書）茨木市FAQチャットボット導入業務としてください。

(2) 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、下記の回答期限までに随時本市ホームページに掲載する。

回答期限：令和4年7月15日（金）午後5時

掲載場所：茨木市ホームページ DX推進チームのページ

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kikaku/dxteam/index.html>

7 参加申込及び資格審査

(1) 参加申込

参加希望者は、参加申込書（様式2号）に必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア 必要書類

① 業務実績調書（様式3号）

② 業務実施体制調書（様式4号）

③ 損益計算書等当期純利益がわかるものの写し（直近2期分）

※ ISMS又はプライバシーマーク取得済の場合は写しの添付

イ 提出先：茨木市 企画財政部 DX推進チーム

ウ 提出期限：令和4年7月20日（水）午後5時まで

エ 提出方法：電子メールの方法による

E-mail：dx_suishin@city.ibaraki.lg.jp

※ 電子メール以外の方法による参加申込書の提出は受け付けません。また、メールの件名は、【会社名】（参加申込）茨木市FAQチャットボット導入業務としてください。

(2) 資格審査

プロポーザルへの参加資格に係る審査については、プロポーザル選定会議において、参加希望者から提出のあった「参加申込書」等により審査し、その結果を参加資格審査

結果通知書（様式5号）により令和4年7月22日（金）までに参加希望者に通知するものとする。

(3) 参加を辞退する場合

参加を希望した者が、参加を辞退する場合には、プロポーザル審査参加辞退届（様式6号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、企画提案書の提出期限までにDX推進チームへ電子メールにより提出すること。

E-mail: dx_suishin@city.ibaraki.lg.jp

※ 電子メール以外の方法による参加申込書の提出は受け付けません。また、メールの件名は、【会社名】（参加辞退）茨木市FAQチャットボット導入業務としてください。

8 企画提案書等の作成及び提出

(1) 企画提案書の作成

プロポーザル選定会議による資格審査により、参加資格を有すると認められた参加者（以下「参加者」という。）は、仕様書に基づき、最適な提案を企画提案書等により行うものとする。

企画提案は、1者につき1件とし、以下の書類を提出すること。

なお、企画提案書等に記載された内容については、下記(2)ウ参考見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

(2) 提出書類

ア 企画提案書

イ 参考見積書（様式7号）及び内訳書（様式8号）

※ オプション費用及びカスタマイズ費用が発生する場合は当該費用を含めること。

(3) 作成要領（別紙1 企画提案書等作成要領 参照）

(4) 提出方法等

ア 提出期限：令和4年7月29日（金）午後5時まで（厳守）

イ 提出先：茨木市 企画財政部 DX推進チーム

ウ 提出方法：電子メールの方法による

E-mail: dx_suishin@city.ibaraki.lg.jp

※ 電子メール以外の方法による参加申込書の提出は受け付けません。また、メールの件名は、【会社名】（企画提案書）茨木市FAQチャットボット導入業務としてください。

エ 提出部数：正本、副本を各1部

※ 副本には企業名（社名ロゴ等）が特定できる内容を記載しないこと。

(5) 企画提案書等に対する質問

企画提案書等の内容について、市が企画提案書等を提出した参加者（以下「提案者」という。）に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた提案者は速やかに市に対して回答すること。

9 審査方法

審査方法は、次に示すとおりとする。

(1) 第1次審査

提出された企画提案書等を下記10(1)～(2)で示す審査基準に基づいて審査し、評価の

高い提案者から順に3者を第1次審査の通過者とする。ただし、提案者が3者以下である場合は、全者を第1次審査の通過者とし、第2次審査と併せて第1次審査を実施した上で最も優れた提案者を候補者として決定するものとする。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション及びデモンストレーションによる最終審査）

第1次審査の通過者に対し、企画提案についてのプレゼンテーション及びデモンストレーションによる審査を実施し、審査基準に基づいて再評価するとともに、その内容による点数を加算し、最も優れた提案者を候補者として決定するものとする。

ア プレゼンテーション及びデモンストレーションは、提案者が事前に提出した企画提案書等を使用して行うこととし、資料の差し替え、追加は認めない。

イ プレゼンテーション及びデモンストレーションに必要な機器等は、提案者が用意すること。ただし、プロジェクターは、市で用意する。

ウ 提案者の出席は、3人以内とする。

(3) 審査結果の通知

ア 第1次審査

① 結果通知（様式9号）

第1次審査の結果は、令和4年8月9日（金）に当該審査を行った全者に対し、郵送により通知する。なお、第1次審査の通過者（評価点の高い順に上位3者）にのみ、審査結果と併せて第2次審査の日程を通知する。

② 結果に対する問合せ

第1次審査を通過しなかった提案者は、令和4年8月15日（月）まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

イ 第2次審査

① 結果通知（様式9号）

第2次審査の結果は、令和4年8月22日（月）に当該審査を行った全者に対し、郵送により通知する。

② 結果に対する問合せ

第2次審査により候補者とならなかった提案者は、令和4年8月30日（月）まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

10 審査基準及び配点

審査基準及び配点は以下のとおりとする。

・合計 1,390点

・内訳

(1) 事務局審査

・業務実績調書等 . . . 40点

・企業及びシステム . . . 200点

(2) 審査員審査項目

・企画提案書 . . . 225点

・導入システム等について . . . 500点

・プレゼンテーション . . . 175点

・デモンストレーション . . . 250点

※詳細は、別紙2「審査項目及び配点表」参照

11 候補者の決定

候補者は、別紙2「審査項目及び配点表」により選定会議において採点し、次の方法により決定する。

なお、選定会議の委員が提案者と利害関係を有することとなった場合、当該委員を本プロポーザルの審査から除斥する。この場合、上記10の配点(配点の総合計点及び審査基準ごとの配点)から当該委員の持ち点を減じるものとする。また、他の理由により選定会議の委員が欠けた場合も同様とする。

- (1) 選定会議の委員の審査結果により、評価点が最高点の提案者を候補者とする。
- (2) 評価点が最高点の者が複数ある場合は、最高点の者のうち、提案額が最も安価な提案者を候補者とする。
- (3) 評価点が最高点の者が複数あり、提案額が同額の場合、くじにより候補者を決定する。
- (4) 提案者が1者のみの場合は、配点の総合計点(選定会議の委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点)の6割以上であった場合に候補者とする。

12 候補者との契約締結協議

(1) 仕様等の確定

担当課は、候補者と契約締結に向けた協議を行うが、候補者の選定をもって当該候補者の企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。

協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行った上で本契約の仕様に反映させることができる。

この場合において、仕様に反映された提案及び条件等は、全て仕様書に規定されたものと見なし、受注者は履行の義務を負うものとする。

(2) 契約金額

契約金額は原則として、企画提案時に提出した令和4年度提案額(参考見積額)を超えないこととする。

ただし、担当課との協議において企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りでない。

(3) 契約書

契約書は、本市が作成したものを使用するものとする。

13 情報公開

提案者の名称及び評価点は公開するものとする。

その他選定の過程、提案者から提出された書類、契約締結等に関する情報公開又は情報提供については、茨木市情報公開条例又は茨木市情報提供の実施に関する要綱の規定に基づいて対応する。

14 日程

内容	日程	様式	備考
告示	令和4年7月5日(火)	-	-
質問期限	令和4年7月13日(水)まで	様式1号質疑書兼回答書	提出方法:電子メール
質問に対する回答	令和4年7月15日(金)まで随時	様式1号質疑書兼回答書	回答方法:市HPに掲載
参加申込期間	令和4年7月5日(火)から	様式2号参加申込書	提出方法:電子メール

	令和4年7月20日(水)まで	様式3号_業務実績調書 様式4号業務実施体制調書	
参加資格審査結果通知	令和4年7月22日(金)	様式5号参加資格審査 結果通知書	
辞退届提出期間	令和4年7月5日(火)から 令和4年7月29日(金)まで	様式6号プロポーザル審査 参加辞退届	提出方法:電子メール
企画提案書提出期間	令和4年7月5日(水)から 令和4年7月29日(金)まで	企画提案書 様式7号見積書 様式8号内訳書	提出方法:電子メール
第1次審査	令和4年8月4日(木)(予定)		
第1次審査結果通知	令和4年8月9日(火)(予定)	様式9号プロポーザル審査 結果通知書	
第2次審査	令和4年8月17日(水)(予定)		
第2次審査結果通知	令和4年8月22日(月)(予定)	様式9号_プロポーザル審査 結果通知書	
契約締結	令和4年9月中旬(予定)		

15 その他

- (1) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ア 提案方法、提出先、提出期限に適合していないもの
 - イ 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
 - ウ 令和4年度の提案額（参考見積額）が予算額を超過した場合
 - エ 配点の総合計点（選定委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点）の6割に満たない者
- (2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) プロポーザル方式の参加において、2者以上の事業者で構成される共同企業体（JV）での参加は認めない。
- (4) 提出書類への虚偽記載、その他公正な競争の妨げになる行為、事実があったと市が判断した場合は、提出書類を無効とすると共に、指名停止措置を行う。
- (5) 提出書類は返却しない。また、市において適正に処理し、本プロポーザル方式に係る審査等以外の2次使用はしない。
- (6) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、参加希望者の負担とする。

16 担当部署

茨木市 企画財政部 DX推進チーム

担 当： 岸

T E L：072-647-2915（直通）

E-mail：dx_suishin@city.ibaraki.lg.jp